



# 鳥取県公報

平成 30 年 7 月 24 日 (火)  
第 9 0 2 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施 (467) (青少年・家庭課) . . . . . 2
	県統計調査の実施 (2 件) (468・469) (循環型社会推進課) . . . . . 2
	特定計量器の定期検査の実施 (470) (くらしの安心推進課) . . . . . 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (471) (東部農林事務所) . . . . . 4
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (会計指導課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第467号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称  
平成30年度鳥取県ひとり親家庭等実態調査
- 2 調査の目的  
県内に在住する母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯の実態等を多角的に把握・分析し、今後の支援策の充実に向けた基礎資料とすることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲  
調査基準日現在において、本県に住所を有する母子世帯、父子世帯及び寡婦世帯
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
  - (1) 報告を求める事項
    - ア 世帯の状況
    - イ 仕事の状況
    - ウ 母、父又は寡婦及びその世帯の収入
    - エ 児童の養育費及び面会交流
    - オ 児童の世話及び教育
    - カ ひとり親家庭になってから困ったこと。
    - キ 行政施策、行政機関等の利用の状況及び行政機関に対する要望事項
  - (2) その基準となる期日  
平成30年7月1日
- 5 報告を求める者
  - (1) 母子世帯 母が児童扶養手当受給資格者である全世帯
  - (2) 父子世帯 父が児童扶養手当受給資格者である全世帯
  - (3) 寡婦世帯 寡婦であって一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会の会員である全世帯
- 6 報告を求めるために用いる方法  
調査対象者に対して市町村又は一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会を介して調査票を配布し、記入された調査票を県へ送付する方法で行う。
- 7 報告を求める期間  
平成30年8月1日から同年9月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間  
5年間
- 9 結果の公表方法  
調査結果報告書を作成し、鳥取県のホームページで公表する。

---

## 鳥取県告示第468号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称

## 廃棄物に関する県民アンケート調査

## 2 調査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき廃棄物処理計画を策定するに当たり、ごみに関する県民の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 調査対象の範囲

鳥取県県政参画電子アンケート会員

## 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

## (1) 報告を求める事項

- ア ごみ減量リサイクルへの関心、実践状況及び意向
- イ 食品ロス削減及びマイバッグ持参に関する実態及び意識
- ウ 生ごみ、紙ごみ及び小型家電の処理に関する実態及び意識

## (2) その基準となる期日

調査票入力日現在

## 5 報告を求める者

調査対象の全数918人

## 6 報告を求めるために用いる方法

電子メールで調査の回答依頼を行い、報告者は県のホームページの県政参画電子アンケート画面にアクセスして、調査票への入力を行う。

## 7 報告を求める期間

平成30年7月30日から同年8月10日まで

## 8 調査票情報の保存期間

1年間

## 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

## 鳥取県告示第469号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調査の名称

廃棄物に関する事業者アンケート調査

## 2 調査の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき廃棄物処理計画を策定するに当たり、廃棄物処理に関する事業者の問題意識、課題等を把握し、効果的な施策に反映するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 3 調査対象の範囲

県内に事業所を有する産業廃棄物処分業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者

## 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

## (1) 報告を求める事項

- ア 事業場の所在地及び業種
- イ 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出予想及び処理状況
- ウ 産業廃棄物の最終処分に関する実態及び将来予想

(2) その基準となる期日

調査票入力日現在

5 報告を求める者

県内に事業所を有する産業廃棄物処分業者、産業廃棄物多量排出事業者及び特別管理産業廃棄物多量排出事業者174社

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送させる方法で行う。

7 報告を求める期間

平成30年7月30日から同年8月10日まで

8 調査票情報の保存期間

1年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第470号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成30年9月3日（月）	午前10時から午後3時まで	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館
〃	平成30年9月6日（木）	〃	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	平成30年9月11日（火）	〃	米子市立町四丁目105-23 米子市義方公民館
〃	平成30年9月14日（金）	〃	米子市東福原八丁目24-31 米子市勤労青少年ホーム
〃	平成30年9月21日（金）	〃	〃
〃	平成30年9月27日（木）	〃	米子市大谷町1-1 米子市就将公民館

鳥取県告示第471号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年7月24日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営地域ため池総合整備事業 私都地区 ため池等整備	平成30年3月28日

**調 達 公 告**

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成

7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 平成30年度鳥取県財務会計システム改修業務委託 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成30年6月29日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 鳥取県庁新基幹業務システム構築・保守等業務（財務会計システム）鳥取県情報センター・富士通・ケイズ共同企業体<br>鳥取市寺町50  |
| 5 契約金額             | 32,248,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第11条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理局会計指導課<br>鳥取市東町一丁目220  |